

防府市職員の長時間勤務に係る産業医の面接指導実施要綱

令和 2 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）第 6 6 条の 8、第 6 6 条の 9 及び第 1 0 4 条並びに労働安全衛生規則（昭和 4 7 年労働省令第 3 2 号）第 5 2 条の 2 から第 5 2 条の 8 までの規定に基づき、職員の長時間勤務に係る産業医による面接指導（以下「面接指導」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(面接指導の対象者)

第 2 条 面接指導の対象者は、次の各号のいずれかに該当する職員（上下水道局職員を除く。以下「面接指導対象職員」という。）とする。

- (1) 時間外勤務（防府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 9 年条例第 1 7 号）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間を超えた勤務）が 1 月当たり 1 0 0 時間以上の職員
- (2) 1 月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 月、2 月、3 月、4 月及び 5 月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外勤務の平均が 1 月当たり 8 0 時間を超えた職員。ただし、1 月以内に面接指導を受けた職員で、面接指導を受ける必要がないと産業医が認めた職員を除く。
- (3) 時間外勤務が 1 月当たり 8 0 時間を超え 1 0 0 時間未満で、本人から面接指導の申し出があった職員

(対象者の把握)

第 3 条 人事課長は、毎月 1 回、職員の時間外勤務を算定し、前条に定める対象者を把握するものとする。

(面接指導を受ける義務)

第 4 条 第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当する職員は、長時間勤務による健康障害の防止を図るため、この要綱に基づく面接指導を受けなければならない。ただし、大規模な災害等による場合はこの限りでない。

(面接指導等の勧奨及び申出)

第5条 人事課長は、第2条第3号に該当する職員に対して、文書や電子メール等により、面接指導または職員総合相談員との相談（以下「面接指導等」という。）を勧奨することができるものとする。

2 第2条第3号に該当する職員は、面接指導等の希望の有無について、面接指導等申出書（様式第1号）により市に申し出るものとする。

(面接指導の実施方法等)

第6条 人事課長は、面接指導対象職員に対して、当該職員の時間外勤務に関する情報及び面接指導の日程等について、産業医による面接指導通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 人事課長は、前項に規定する通知を行うときは、当該職員の所属長（以下「所属長」という。）に対して、面接指導に関する情報提供を行うものとする。

3 面接指導対象職員は、労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト（様式第3号）を記入し、面接指導を受けるときに産業医に提出するものとする。

(産業医への情報提供)

第7条 人事課長は、面接指導対象職員の氏名及び時間外勤務に関する情報その他職員の業務に関する情報であって産業医が職員の健康管理指導を適切に行うために必要と認めるものについて、産業医に文書等により提供するものとする。

2 産業医は、面接指導の実施に際して知り得た秘密を他人に漏らしはならない。

3 産業医は、面接指導の実施に際して収集した個人情報を目的以外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。

(面接指導を受けるのに要する時間の取扱い)

第8条 面接指導を受けるのに要する時間は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年条例第20号)第2条第2号により、職務に専念する義務を免除する。

2 所属長は、当該職員が指定された日時に面接指導を受けることができるよう配慮しなければならない。

（面接指導における確認事項）

第9条 産業医は、面接指導を行うに当たって、次に掲げる事項について確認するものとする。

- （1） 当該職員の勤務の状況
- （2） 当該職員の疲労の蓄積の状況
- （3） 当該職員の心身の状況

（産業医からの意見聴取）

第10条 人事課長は、面接指導終了後、産業医に対して、面接指導結果報告書及び就業上の措置に係る意見書（様式第4号）により、結果の報告及び意見の提出を求めるものとする。

2 人事課長は、産業医の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、必要な就業上の措置を講じなければならない。

（面接指導結果の記録）

第11条 人事課長は、産業医から提出された面接指導結果報告書及び就業上の措置に係る意見書（面接指導結果の記録）を5年間保存しなければならない。

（面接指導結果の共有範囲）

第12条 産業医から提出された面接指導結果報告書及び就業上の措置に係る意見書は、人事課内のみで保有し、そのうち就業上の措置の内容など、職務遂行上必要な情報に限定して、所属長に提供する。

（守秘義務）

第13条 この要綱に基づく面接指導の事務に従事した職員は、面接指導の実施に関し知り得た秘密、面接指導を受ける職員の心身の状況その他職員個人の秘密を漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）人事課長

所 属
氏 名

面接指導等申出書

私は、防府市職員の長時間勤務に係る産業医の面接指導実施要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 面接指導等の希望（いずれかを選択）

- ☐ 市が指定する産業医による面接指導を希望する
- ☐ 職員総合相談員による面接相談を希望する
- ☐ 面接指導等を希望しない

2 面接指導等を受けるに当たり配慮を求める事項

年 月 日

様

人事課長

産業医による面接指導通知書

防府市職員の長時間勤務に係る産業医の面接指導実施要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 面接指導の趣旨

長時間の時間外勤務を行ったことによる職員の脳・心臓疾患やメンタル不調の未然防止を目的に、産業医による面接指導を実施するものです。

なお、面接指導終了後には、産業医から人事課へ、就業上必要な措置の内容を中心に記載した面接指導結果報告書が別途提出されることになります。

2 時間外勤務時間

- ☐ 時間外勤務が月 1 0 0 時間以上の職員
- ☐ 時間外勤務が平均 8 0 時間超の職員（2 ～ 6 か月平均）
- ☐ 時間外勤務が月 8 0 時間超 1 0 0 時間未満で本人から申し出があった職員

対象月						
時間外 勤務時間						

3 日 時 年 月 日（ ）（所要時間 1 5 分程度）
時 分から 時 分の間に実施

※担当者等からの連絡後、面接場所にお越しく下さい。

4 場 所

5 「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト（様式第 3 号）」を記入し、
当日、産業医に提出してください。

労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

記入年月日_____年__月__日

このチェックリストは、労働者の仕事による疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。

1. 最近1か月間の自覚症状について、各質問に対し最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. イライラする	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
2. 不安だ	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
3. 落ち着かない	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
4. ゆうつだ	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
5. よく眠れない	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
6. 体の調子が悪い	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
7. 物事に集中できない	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
8. することに間違いが多い	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
9. 仕事中、強い眠気に襲われる	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
10. やる気が出ない	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
11. へとへとだ(運動後を除く)	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
13. 以前とくらべて、疲れやすい	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)

<自覚症状の評価> 各々の答えの()内の数字を全て加算してください。 合計 点

	0～4点		5～10点		11～20点		21点以上
--	------	--	-------	--	--------	--	-------

2. 最近1か月間の勤務の状況について、各質問に対し最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. 1か月の時間外労働	☐ ない又は適当(0)	☐ 多い(1)	☐ 非常に多い(3)
2. 不規則な勤務(予定の変更、突然の仕事)	☐ 少ない(0)	☐ 多い(1)	-
3. 出張に伴う負担(頻度・拘束時間・時差など)	☐ ない又は小さい(0)	☐ 大きい(1)	-
4. 深夜勤務に伴う負担(1)	☐ ない又は小さい(0)	☐ 大きい(1)	☐ 非常に大きい(3)
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	☐ 適切である(0)	☐ 不適切である(1)	-
6. 仕事についての精神的負担	☐ 小さい(0)	☐ 大きい(1)	☐ 非常に大きい(3)
7. 仕事についての身体的負担(2)	☐ 小さい(0)	☐ 大きい(1)	☐ 非常に大きい(3)

1: 深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯(午後10時～午前5時)の一部または全部を含む勤務を言います。

2: 肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担

<勤務の状況の評価> 各々の答えの()内の数字を全て加算してください。 合計 点

A	0点	B	1～2点	C	3～5点	D	6点以上
---	----	---	------	---	------	---	------

次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、あなたの仕事による負担度の点数（0～7）を求めてください。

		勤 務 の 状 況			
		A	B	C	D
自覚症状		0	0	2	4
		0	1	3	5
		0	2	4	6
		1	3	5	7

➡ あなたの仕事による負担度の点数は： 点（0～7）

時間外労働時間	月 45 時間以内	時間の増加とともに健康障害のリスクは徐々に高まる	月 100 時間または 2～6 か月平均で月 80 時間を超える
健康障害のリスク	低い		高い

面接指導結果報告書及び就業上の措置に係る意見書

面接指導結果報告書				
対象者	氏名		所属	
			男・女	年齢 歳
勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の要因)				
疲労の蓄積の状況		0. (低)	1. 2. 3. (高)	
その他の心身の状況		0. 所見なし 1. 所見あり ()		
面接医師判定	本人への指導区分 ※複数選択可	0. 措置不要 1. 要保健指導 2. 要経過観察 3. 要再接触（時期： ） 4. 現病治療継続 又は 医療機関紹介		（その他特記事項）

就業上の措置に係る意見書					
就業区分		0. 通常勤務 1. 就業制限・配慮 2. 要休業			
就業上の措置	労働時間の短縮 (考えられるものに○)	0. 特に指示なし		4. 変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外	
		1. 時間外労働の制限 _____ 時間／月まで		5. 就業の禁止（休暇・休養の指示）	
		2. 時間外労働の禁止		6. その他	
		3. 就業時間を制限 _____ 時 分 ～ 時 分			
	労働時間以外の項目 (考えられるものに○を付け、措置の内容を具体的に記述)	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他		
		1)			
		2)			
3)					
措置期間		_____ 日・ 週 ・ 月 又は 年 月 日～ 年 月 日			
医療機関への受診配慮等					
その他 (連絡事項等)					

医師の所属先	年 月 日（実施年月日）		印
	医師氏名		